

目次

May 2006

- 平成18年度恩納村一般会計当初予算
- 村の人事
- 各字対抗駅伝大会
- 地域包括支援センター開設
- 健康恩納21 第6回
- 火葬・葬斎場建設計画調査検討委員会が答申
- 男女共同参画行動計画を策定！
- むらの話題 おいしいお米に感謝！ 他

村のひと 平成18年3月末

男 5,217人 (－ 8)
女 5,049人 (± 0)
計 10,266人 (－ 8)
世帯数 4,044世帯 (+25)



5月6日から新診療所で診療開始！恩納村診療所（恩納クリニック）

広報おんな 5月号 (No.299)

発行/恩納村 〒904-0492
沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
編集/総務課 行政係

☎ (098) 966-1200 FAX (098) 966-2779
広報おんなは、古紙配合率100%の再生紙を使用しています。

飼い犬には、一生一度の登録と 年一回の狂犬病予防注射が必要です!!

狂犬病は、人を含めたすべてのほ乳類に感染し、一度発病すると悲惨な神経症状を示した後、100%死亡する恐ろしい病気です。

この病気は、主として狂犬病に罹患した犬に咬まれた時に、唾液中に含まれる狂犬病ウイルスにより感染します。

日本では、狂犬病予防法で、飼い犬の登録と年一回の狂犬病予防注射が義務付けられていますが、摂取率が低いと流行を抑えることができません。

地球上で最も危険なウイルス感染症「狂犬病」を防ぐため、皆さまのご協力をお願いいたします。

予防注射を受ける際の注意事項

1. 鑑札を首輪に付けて（紛失等の場合は再交付申請が必要）くる。
2. 案内ハガキを持参する。
3. 犬を清潔にし、糞尿を済ませてくる。（ビニール袋、チリ紙、スコップ等も持参すること）
4. 手綱（クサリ・首輪）を必ず付けてくる。首輪は、ゆるまないようにしっかりとつけて下さい。
5. 犬を制御できる（犬の力に負けない）人が連れてくる。
6. 咬む癖のある犬については、必ず口輪を付けてくること。

狂犬病予防集合注射日程 平成18年5月14日（日）

地区名	時 間	場 所	※予防注射手数料 2,450 円 注射済票交付手数料 550 円 計 3,000 円
喜瀬武原	午前 9:00～9:30	公民館	※まだ登録をしていない犬は、この機会に登録を済ませて下さい。 登録手数料 3,000 円
名嘉真	9:45～10:30	公民館	
熱田	10:45～11:15	集会所	
安富祖	11:20～11:50	公民館	※事情により、集合注射を受けることができない場合は、お近くの動物病院で予防注射を受け、注射済証明書を持参の上役場で注射済票の交付を受けて下さい。
瀬良垣	午後 1:00～1:30	公民館	
太田	1:45～2:15	公民館	
恩納	2:30～3:30	公民館	
南恩納	3:40～4:20	公民館	
谷茶	午後 3:45～4:15	公民館	
富着	3:00～3:30	公民館	
前兼久	2:15～2:45	公民館	
仲泊	1:20～2:00	公民館	
山田	午前 11:10～12:10	公民館	
真栄田	10:20～11:00	公民館	
塩屋	9:40～10:10	公民館	
宇加地	9:00～9:30	公民館	

福祉環境課
☎ 966-1207



●●●●● 村民一人あたりに使うお金は？ ●●●●●

一般会計当初予算の 59 億 8,089 万 8 千円は、村民一人あたり 58 万 2,592 円、一世帯あたりでは、147 万 8,955 円がつかわれることになります。皆さんからいただく村税は、一人あたり 10 万 5,322 円、一世帯あたりでは、26 万 7,369 円となります。費目別の一人あたりの金額は、次のとおりです。

資 料 平成18年3月31日現在 人 口:10,266 人 世帯数:4,044 世帯	議会費 9,655 円	総務費 149,362 円	民生費 96,760 円	衛生費 34,383 円	農林水産業費 91,941 円
	議会運営、活動経費	全般的な管理、広報、財政、財産管理、選挙、企画、税徴収、戸籍住民基本台帳、統計調査等の経費	国民年金、老人福祉、身体障害者福祉、児童福祉、保育所等の経費	保健衛生、老人保健、健康推進対策、母子福祉、健康診断、環境衛生、伝染病、ごみ処理等の経費	農業委員会、農業、林業、畜産、漁業等農林水産業に関する経費
	商工費 8,224 円	土木費 76,864 円	消防費 17,461 円	教育費 69,720 円	公債費 26,759 円
	商業、工業、観光対策、海浜公園等に関する経費	村道、河川、海岸、村営住宅等に関する経費	金地区消防組合への負担金	義務教育、幼稚園、文化財、博物館、給食センター、社会体育施設等に関する経費	村の借金の返済に関する償還経費
					予備費、諸支出金、災害復旧費等の経費
					その他 1,463 円

平成 18 年度国民健康保険特別会計予算

歳入 款	科 目	予 算 額 (単位：千円)	歳出 款	科 目	予 算 額 (単位：千円)
1	国民健康保険税	252,558	1	総 務 費	39,457
2	一部負担金	4	2	保 険 給 付 費	648,088
3	使用料及び手数料	220	3	老 人 保 健 拠 出 金	291,783
4	国庫支出金	494,741	4	介 護 納 付 金	84,846
5	療養給付費交付金	99,444	5	共 同 事 業 拠 出 金	22,516
6	県 支 出 金	69,500	6	保 健 施 設 費	15,177
7	高額療養費共同事業交付金	18,160	7	基 金 積 立 金	1
8	連 合 会 支 出 金	1	8	公 債 費	400
9	財 産 収 入	2	9	諸 支 出 金	253
10	繰 入 金	172,825	10	予 備 費	5,000
11	繰 越 金	2			
12	諸 収 入	64			
	合 計	1,107,521		合 計	1,107,521

平成 18 年度下水道事業特別会計予算

歳入 款	科 目	予 算 額 (単位：千円)	歳出 款	科 目	予 算 額 (単位：千円)
1	支 払 基 金 交 付 金	506,509	1	医 療 諸 費	964,598
2	国庫支出金	305,392	2	諸 支 出 金	5
3	県 支 出 金	76,349	3	予 備 費	1
4	繰 入 金	76,348	4	前 年 度 繰 上 充 用 金	1
5	繰 越 金	1			
6	諸 収 入	6		合 計	964,605
	合 計	964,605			

平成 18 年度下水道事業特別会計予算

歳入 款	科 目	予 算 額 (単位：千円)	歳出 款	科 目	予 算 額 (単位：千円)
1	使用料及び手数料	1	1	下 水 道 費	232,900
2	国庫支出金	1	2	公 債 費	2,925
3	県 支 出 金	127,962	3	予 備 費	500
4	繰 入 金	65,520		合 計	236,325
5	繰 越 金	1			
6	諸 収 入	2,040			
7	村 債	40,800			
	合 計	236,325			

平成 18 年度水道事業特別会計予算

歳入 款	科 目	予 算 額 (単位：千円)	歳出 款	科 目	予 算 額 (単位：千円)
1	水 道 収 益 金	503,370	1	水 道 事 業 費 用	499,473
2	資 本 的 収 入	63,602	2	資 本 的 支 出	133,599
	合 計	566,972		合 計	633,072

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 69,997 千円は、過年度分損益勘定留保資金 69,997 千円で補てんするものとする。

平成18年度恩納村一般会計当初予算は

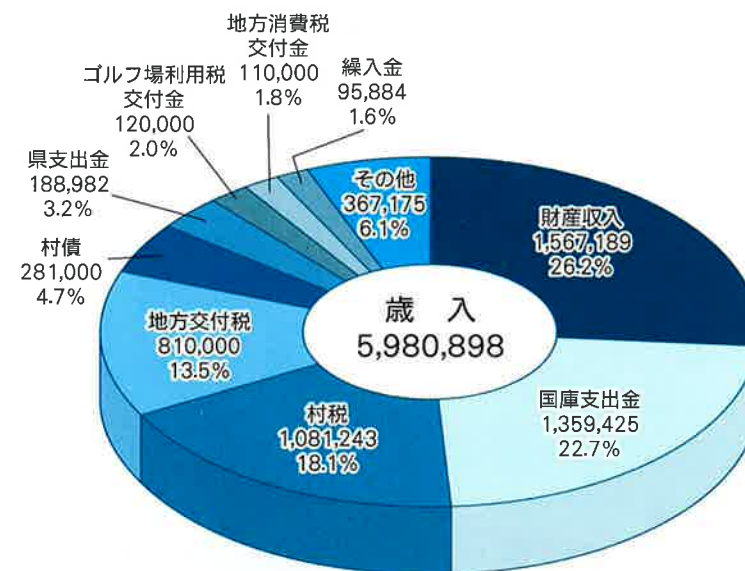
59億8,089万8千円

～前年度より1億9,660万5千円の増～

平成18年度の一般会計予算と3つの特別会計予算および水道事業会計予算が、3月定例議会の審議を得て成立しました。このうち村の行政運営の基本的な経費である一般会計予算は、59億8,089万8千円で対前年度比1億9,660万5千円(3.4%)の増となっています。増となりました主なものは、ふれあい体験学習センター整備事業、真栄田岬周辺活性化整備事業等の事業費であります。

歳入内訳

単位：千円

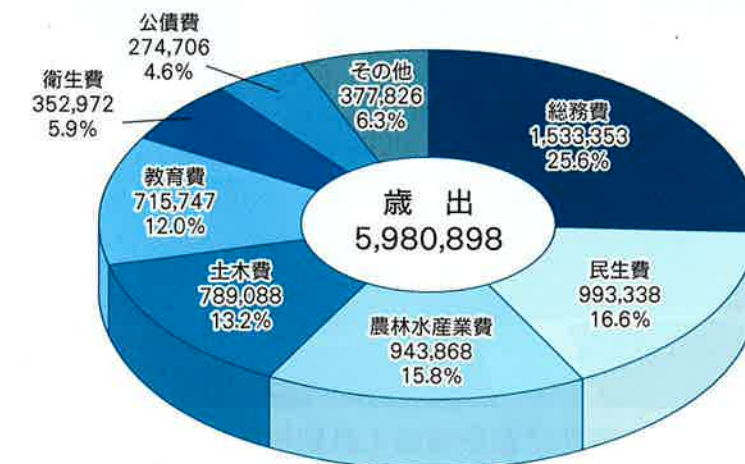


その他内訳

使用料及び手数料	69,198
地方譲与税	83,500
国有提供施設等所在	53,000
市町村助成交付金	
分担金及び負担金	28,886
繰越金	50,000
諸収入	47,689
地方特例交付金	20,000
交通安全対策特別交付金	1,600
利子割交付金	1,800
自動車取得税交付金	9,600
配当割交付金	1,400
株式等譲渡所得割交付金	500
寄付金	2

歳出内訳

単位：千円



その他内訳

消 防 費	179,258
議 会 費	99,122
商 工 費	84,428
予 備 費	15,000
災害復旧費	16
労 働 費	1
諸 支 出 金	1

村の人事

3月31日 退職

當山 哲夫 (農業委員会事務局長)
 當山 義博 (税務課長)
 仲嶺 秀 (税務課徴税係長)
 池原 豊三 (経済観光課農政係長)
 山城 靖
 (企画課基地・土地利用対策係長)
 比嘉めぐみ (博物館学芸員)

任期満了

上地 栄春

(学校教育課派遣指導主事)



▲ 退職者のみなさん

4月1日 任命辞令

村教育委員会教育委員

仲本 政夫

沖縄県町村土地開発公社

恩納支社 監事

山城 裕次

山城 良一

委 嘱

恩納村博物館館長 知念 勇

派遣指導主事の部

比嘉 正夫

課長等の部

総務課長兼選挙管理委員会事務局長
 石川 哲夫 (議会事務局長)
 議会事務局長兼監査員事務局長
 津嘉山 弘
 (総務課長兼選挙管理委員会事務局長)
 学校教育課長兼給食センター所長
 大城 哲夫 (福祉環境課長)
 健康増進課長
 佐渡山 節
 (学校教育課長兼給食センター所長)
 福祉環境課長
 平良 幸夫 (健康増進課長)



▲ 課長昇任辞令を受ける伊波栄昌村民課長

農林水産課長兼農業委員会局長
 長嶺 勇 (経済観光課長)
 商工観光課長
 名城 淳一 (大学院大学推進室長)
 中部北環境施設組合事務局次長
 金城 文次 (村民課長)
 村民課長
 伊波 栄昌 (村民課戸籍係長)
 税務課長
 仲村 敏安 (社会教育課博物館係長)
 係長の部
 学校教育課学校教育係長
 屋良 朝也 (総務課主査)
 企画課基地・土地利用対策係長
 崎山 敦 (企画課主査)

農林水産課農林水産整備係長
 金城 徳夫 (上下水道課主査)
 農林水産課農政係長
 山城 雅人 (福祉環境課主査)
 社会教育課社会教育係長
 長浜 保治 (農業委員会事務局主査)
 商工観光課商工観光係長
 長浜 健一 (経済観光課主査)
 学校教育課庶務係長
 上地 利明 (税務課主査)
 企画課大学院大学推進係長
 古賀 弘之 (建設課管理係長)
 社会教育課博物館係長
 外間 和佳
 (経済観光課農林水産係長)
 税務課徴税係長
 比嘉 信代 (税務課台帳整理係長)
 出納室出納係長
 當山加代子 (村民課年金係長)
 村民課年金係長
 金城 尚子 (出納室出納係長)
 村民課戸籍係長
 真栄城美枝子 (税務課資産税係長)
 建設課管理係長
 大城 保篤 (学校教育課学校教育係長)
 税務課資産税係長
 仲西 智直
 (社会教育課社会教育係長)

農林水産課農林係長

山田 俊幸 (経済観光課農林係長)

主査・主任・主事・主事補の部

総務課財政係

宮平 覚 (福祉環境課)

福祉環境課福祉係

町田 宗秀 (社会教育課)

農業委員会事務局

新城 綱規 (経済観光課)

福祉環境課生活環境係

外間 信幸 (中部北環境施設組合)

福祉環境課地域包括支援センター

伊波智恵子 (健康増進課)

福祉環境課地域包括支援センター

大城 直美 (恩納保育所)

上下水道課業務係

渡口 達也 (経済観光課)

農林水産課農林水産係

平安名盛常 (経済観光課)

農林水産課農林水産係

宜野座 剛 (経済観光課)

税務課徴税係

喜久山 隆 (健康増進課)

農林水産課農林係

仲本 克利 (経済観光課)

農林水産課農林係

金城奈津子 (経済観光課)

新規採用の部

3月1日



総務課 伊波 隆 士

4月1日



建設課 平 田 学



社会教育課 博物館 崎 原 恒 寿

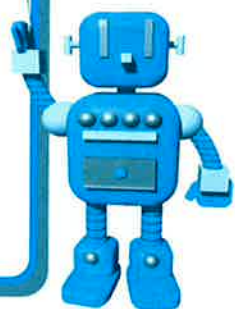


健康増進課 比 嘉 大

課・係の名称変更等について

村では村民へのサービスの向上と事務の合理化を図るため、構造改革を行い、4月1日から課及び係の名称を次のように改めました。

経済観光課を農林水産課と改め、農林水産課長が農業委員会事務局長を兼務します。また、新たに商工観光課を新設、沖縄科学技術大学院大学推進室を廃止し、企画課に大学院大学推進係を設置しました。更に、農林水産課の農林水産係を農林水産整備係に改めました。





優勝は
山田体協チーム！

「恩納村地域包括支援センター」開設のお知らせ



伊波 智恵子



佐渡山 竹子



瑞慶山 広美

福祉環境課 地域包括支援センター ☎：966 - 1207

平成18年4月1日から介護保険制度の改正により、「恩納村地域包括支援センター」を開設致しました。これまで在宅介護支援センターが行っていた高齢者への支援は、地域包括支援センターへ移行されます。高齢者の総合相談及び介護保険に関する相談を行いますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

名称変更のお知らせ

これまで村が「谷茶の丘」へ委託していた「恩納村地域型在宅介護支援センター」が「恩納村高齢者支援センター」へ名称変更致しました。今後も高齢者の相談・支援活動を行いますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

恩納村高齢者支援センター ☎：966 - 2323



新垣 加代子



玉城 直樹



第5回

けいさつの窓

あなたに

代金の未払いのため、当センター（局）が債権に関する権利を代行し、裁判手続きを行いますので連絡下さい。

- 〇〇債権回収センター
- 〇〇法務省債権管理局

と書かれたハガキが届いていませんか？

あるいは

即融資、低金利〇〇万円可能！

と書かれたダイレクトメールは来ていませんか？

架空請求・
融資名目詐欺
に注意！

これらは、**架空請求・融資名目詐欺**です！

連絡先に連絡を取った場合には、言葉巧みに個人情報を聞き出され、詐欺の被害にあいます。

おかしいな、変だなと思ったら最寄りの交番、警察署に相談してください。

問い合わせ先

石川警察署 964 - 4110

内線 261、262

石川警察署・石川地区防犯協会



宇加地近隣公園をスタートし、安富祖小中学校をゴールとする第14回恩納村各字対抗駅伝大会が4月2日、8チームが出場して開かれました。今大会の覇者は1時間25分13秒でタスキをつないだ山田体協チームとなりました。

区間賞では、第1区（2.6km）の仲村廣都選手（富着）が7分33



▲ 第14回各字対抗駅伝大会で優勝した山田体協のみなさん



▲ タスキとチームワークでつないだ22.6kmの道のり

秒で前大会自己記録を15秒上回り、区間最高タイムを更新、第7区（1.0km）の喜納さゆり選手（富着）は3分35秒で第7回大会の当山千代美選手（瀬良垣）のタイムを7秒上回る区間最高タイム新記録を出しました。また、吉山盛次郎選手（塩屋A）が村代表でやんばる駅伝第1回大会から連続15回出場ということで、功績を称える記念品贈呈がありました。

<第14回恩納村各字対抗駅伝大会成績>

優勝	山 田	1 : 25 : 13
2位	塩 屋 A	1 : 26 : 58
3位	富 着	1 : 29 : 02
4位	仲 泊	1 : 29 : 41
5位	瀬 良 垣	1 : 30 : 25
6位	恩 納	1 : 30 : 38
7位	前兼久A	1 : 32 : 18
8位	塩 屋 B	1 : 37 : 03



▲ 区間賞の表彰を受ける選手のみなさん

区間賞

新記録	第1区	仲村 廣都（富着）	0 : 07 : 33
	第2区	比嘉 慎吾（山田）	0 : 13 : 23
	第3区	比嘉 秀康（山田）	0 : 11 : 56
	第4区	仲本 克利（山田）	0 : 10 : 48
	第5区	名城 美鈴（山田）	0 : 03 : 11
	第6区	比嘉 吉和（山田）	0 : 11 : 10
新記録	第7区	喜納さゆり（富着）	0 : 03 : 35
	第8区	金城 守（富着）	0 : 17 : 29



▲ 金城徳夫村副体協長（右）からやんばる駅伝大会15回連続出場の記念品贈呈を受ける吉山盛次郎選手

一歩踏みだそう！

健康診査後に「運動しないと
いけないなあ」と思っても、
「忙しくて運動する時間がな
い」「仕事で疲れているので、も
う体を動かせない」などの理由
で、なかなか「運動」にたどり
着かないのが実情です。こんな
時、みなさんの中で「運動」と
はどういったものでしょうか？
水泳やサッカーなど運動量が高
い種類から、ジョギングや
ウォーキングなど手軽に一人
でもできるものなど、いろいろと
思い出されるでしょう。しか
し、これらを実践するには、ど
うしても時間や場所など、様々
な条件に限定されてしまうこと
が多く、それが「運動ができな
い」ことにつながってしまっ
ていませんか？

もしこれが歩行ならどうでし
うか。片道にかかる時間は確
かに2倍や3倍になりますが、「体
を動かした量」で考えると、車
の移動の5倍にも10倍にもな
らないでしょうか。また、自宅
で座ってお菓子をほおばりなが
らテレビを見ていることはない
ですか？もし、ただ座っている
のではなく、テレビを見ながら
簡単なストレッチ体操をすると、
これまでよりも多く「体を動か
した」ことになりませんか？「運
動するための時間がない、場所
がない」とよく耳にしますが、こ
のように考えてみると、私達の
生活の中では、いくらでも「体を
動かす」機会はあるのです。

個人・家庭にできること	字にできること	役場にできること
・字内の用事は歩いて行こう！ ・家族で運動することができ ・自分に適した運動を見つけるこ ・字や村のスポーツ行事、イベント ・積極的に参加することができ ・自分でやりたい運動を村へ要望 ・することができ	・夜間パトロールでウォーキングを ・スポーツイベントの開催 ・字のウォーキングマップの作成 ・（村と連携） ・公民館、学校のプール等施設の開放	・各字のウォーキングマップの作成 ・（字と連携） ・運動や体操の推進 ・各字スポーツイベントへの支援 ・ウォーキング大会の開催 ・体育指導員の活用 ・貸出用各種運動用具（ボールな ・ど）備品の整備 ・公共施設を利用したイベント及び ・開放 ・住民の要望を積極的に取り上げる
・各字のウォーキングマップの作成 ・（字と連携） ・運動や体操の推進 ・各字スポーツイベントへの支援 ・ウォーキング大会の開催 ・体育指導員の活用 ・貸出用各種運動用具（ボールな ・ど）備品の整備 ・公共施設を利用したイベント及び ・開放 ・住民の要望を積極的に取り上げる	各字が実施する活動等において、 できるだけ運動的要素を取り入れる 様にし、住民が運動する（運動に親し む）機会を増やす工夫をする。また、 村と連携し、字内のウォーキング マップを作成し、配布し、行事等 でもマップを利用することにより、住 民が体を動かす機会に恵まれるよう 配慮する。	村は様々な事業やイベントをと おし、住民の運動する機会をより多 く確保し、また参加しやすいよう各 種環境を整えていくことを最大の目 標とする。各字のウォーキングマ ップの作成や各種運動用具の整備、公 共施設での事業展開や施設の開放 など、多方面から直接住民を支援し たり、またはイベントを開催する字 やグループなどサポートする。

次回は、「心も体も元気イキイキ！」についてご紹介します！
健康増進課 保健係（総合保健福祉センター） ☎ 098-982-3500

恩納村火葬・葬斎場建設計画調査検討委員会が答申



▲ 恩納村火葬・葬斎場建設計画調査検討委員のみなさん

本村には公営の火葬・葬斎場がないことから、近隣市町村の好意によつて施設を利用させていただいてるところであります。また、民間施設を利用している村民には多大なる負担をかけているところでありま

恩納村火葬・葬斎場建設計画調査検討委員会（仲宗根学委員長）は、本村の火葬・葬斎場建設計画について、平成十八年三月三日に志喜屋文康村長に答申をいたしました。

一、火葬・葬斎場の設置について

本村には火葬・葬斎場が無いことから、ほとんどの住民が日射や風雨を避けるために仮設テントを設置して自宅で執り行っている現状である。また、短時間に参列者（弔問者）が集中することで集落内及び付近道路の交通に支障をきたしているなどの諸事情を勘案し、火葬場・葬斎場を併設施設として建設計画を進めることで決定されました。

二、火葬場・葬斎場建設位置の選定について

建設場所の選定については、名嘉真から山田までの村有地を対象に6箇所の候補地を選定し、地理的条件・交通の安全、利便性・付近集落への影響・自然環境への影響・施設

規模に対する用地確保の難易・用地造成コストの比較などの総合評価を行った結果、恩納村字恩納七〇七一六七（南恩納赤間地区）に建設場所が決定されました。

- 選定された要因としては
- A 建設場所は村のほぼ中央に位置し、高速道路やバイパス計画の乗入口からも近距離にあることから、将来的にも交通の利便性に優れている。
 - B 屋嘉トンネル工事からの残土で埋め立てられた場所であり、造成費が安価なことや自然環境に与える影響も少ない。
 - C 南恩納集落からも離れており、付近が将来的にも宅地化されることを考え難い。

三、施設規模に関する調査

（火葬場・葬斎場・駐車場）

委員会においては、近隣市町村の実情や「火葬場建設規模算定基準」等を基に規模が示されているが、今後の基本計画において再度詳細な検討が必要であるとしている。

A 火葬棟（一階建・火葬炉二基）
一、〇八三㎡

B 葬斎場（二階建・一式場）
一、一五二㎡
C 機械室（2階）
一四〇㎡
D 駐車場 百二十三台
（約三、〇〇〇㎡）

答申を受けた志喜屋文康村長は、村行政における長年の懸案事項であった、火葬場・葬斎場建設計画が答申されたことに委員方々に感謝の意を述べるとともに、建設場所である南恩納行政区に理解を求め、今年度において建設箇所の造成設計をおこな



▲ 建設計画場所（南恩納赤間地区）

* 苗畑ではこんな苗が買えます *

No	苗の種類	寸法 (m)	単価 (円)	寸法 (m)	単価 (円)
1	クロトン	0.5	100	1.0	500
2	シークウサー	0.3	300	0.5	400
3	シャリンバイ	0.5	30	1.0	50
4	ヒカンザクラ	0.5	300	1.0	600
5	フクギ	0.5	500	1.0	1000
6	リュウキュウマツ	0.5	400	1.0	800
7	リュウキュウコクタン	0.5	200	1.0	500
8	イッペー	0.5	100	1.0	200
9	アスパラガス1年苗 (品種: ウェルカム)	0.6	100		

*** 大苗の価格**

2.5m以上	: 3,000円
1.5~2.5m	: 2,000円
1.5m以内	: 1,000円

アスパラガスは、約7,000本が売れ、残り約1,000本となっています！

うんなナビーの看板が目印！

役場 JA 窓口でも支払えます。

苗畑の場所

名護向けだと恩納(南)信号を右折→赤間運動場過ぎて苗畑看板を右折、約1kmほど進むと苗畑入口看板があるので、そこを右折し約200mほど進むと左側に管理棟、下方に苗畑があります。

苗代の支払い方法

苗畑で苗と納入通知書を受け取り、指定の納付場所で支払う。



イッペーってこんなホです。



アスパラガス1年苗



クロトン

恩納村男女共同参画行動計画「ナビープラン」を策定！



▲「男女共同参画」で豊かで平和な住みよい村づくりを！と男女共同参画行動計画「ナビープラン」を答申した審議会のみなさん

恩納村男女共同参画行動計画審議会(知花洋子会長)は3月28日、志喜屋文康村長に恩納村男女共同参画行動計画を答申しました。知花会長は「この計画が一層推進されるよう外部機関を設置し、進捗状況を協議していただき、村における男女共同参画を推進してください」と提言をしました。志喜屋村長は「この計画に沿って、男女共同参画を推進していきたい。外部機関については、事務局と調整して設置したい」と述べました。

審議会からの答申を受けて、村は恩納村男女共同参画行動計画「ナビープラン」を策定しました。村は平成18年度から22年度までの5カ年で家庭、学校、職場、社会における男女共同参画を推進し、「男女共同参画」によって豊かで平和な住みよい村づくりをめざしていきます。

ご存知ですか？ 住宅用火災警報器の設置が義務化されました！

平成16年6月に消防法が一部改正され、住宅火災による死者を減少させる目的ですべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられることになりました。

新築住宅は平成18年6月1日から、既設住宅は金武地区消防衛生組合火災予防条例で平成23年6月1日から適用となりますので前日の5月31日までに設置して下さい。

●なぜ「火災警報器」を設置するのですか？

急速な高齢化の進展の中で住宅火災による死者数は急増しており、特に死者の半数以上が高齢者です。

また、住宅火災による死者の約七割が逃げ遅れによるもので、死者の増加に対応するため消防法が改正されました。

●どこで買えばいいの？

消火器などとともにホームセンター、消防設備業者などで取り扱っています。

なお、購入の目安として次のマークが付いているものを選びましょう。



日本消防検定協会
鑑定マーク
日本消防検定協会の
鑑定に適合したもの

●火災警報器を取りつける時には資格が必要ですか？

必要ありません。取り付けは付属のネジをドライバーでとめるだけです。(仕様書を参考に)

●どこに設置しますか？

一戸建ての住宅・マンション・

アパートなどの住宅に設置する必要があります。

①一戸建て住宅

②共同住宅で延べ面積が五百平方メートル未満の共同住宅

③店舗併用住宅で住宅として使用している部分について対象となります。

④構造等の防火安全基準を満たすことにより消防設備の設置が免除されている共同住宅等です。



●寝室
普段の就寝に使われる部屋に設置します。子供部屋や老人の居室なども就寝に使われている場合は対象となります。



●階段
寝室がある階(屋外に避難できる出口がある階を除く)の階段最上部に設置します。



●3階建て以上の場合
寝室がある階から、2つ下の階の階段(屋外に設置された階段を除く)に設置します。



●その他
上記で警報機を設置する必要がなかった階で、就寝に使用しない居室(床面積が7平方メートル以上)が5以上ある階の廊下に設置します。

※悪質な訪問販売に十分注意して下さい。消防職員、消防団員が販売することはありません。
ご質問、ご相談は消防本部予防課へ (968-2020)

おいしいお米に感謝！

〜恩納村子ども会〜

子どもたちの健全育成を目的に、恩納村子ども会は3月18日、字安富祖の田んぼで田植えを体験しました。約70人が参加した同事業は平成6年に始まり、今年で12回目となりました。子どもたちは慣れない手つきながらも関係者の指導を受けながら、丁寧に植え付けをしていました。

約1時間半、田植えを頑張った仲泊小学校5年の山城俊也君は「とても楽しかった。早く収穫して自分の植えたお米を食べたい」と待ち遠しい様子でした。保護者らは「毎日食べているごはんを農家の方が一生懸命作っている事に感謝の気持ちを持って、田植えを頑張ってもらいたいですね」と話していました。



▲慣れない手つきながらも丁寧に稲を植える子どもたち



泡盛 愛好家が集った 「泡盛の歴史と文化」講演会

泡盛の歴史と文化を広く知ってもらおうと恩納村博物館（知念勇館長）は3月11日、「泡盛の歴史と文化―古酒づくりの実際」と題した講演会を開きました。

講師は名護市在住、やんばる島酒の会会長の島袋正敏さんです。会場は泡盛愛好家50人が集い、島袋さんが話す泡盛誕生とルーツ、名称の由来、特性、仕次ぎと管理の方法などを熱心に聴き入り、ペンを走らせていました。講演後には、参加者が持参した甕の状態のチエックやアドバイスがあり、泡盛の話題で盛り上がりつつありました。



▲「おいしい自家製古酒を」と熱心にメモをとる参加者



▲講師の島袋正敏さん

子どもたちに平和で豊かな心を

読み聞かせグループ「みるくゆん」

読み聞かせボランティアグループ「みるくゆん」は3月14日、恩納村字山田の太陽の子保育園で公演を行いました。みるくゆんは読み聞かせをとおして、子どもたちに平和で豊かな心を育んでほしいと、7人の母親たちで構成されており、村内外で活動しています。これまで恩納小、仲泊小、山田小でも読み聞かせを行ってきました。



▲「みるくゆん」の公演に夢中になって見入る園児たち



▲読み聞かせボランティアグループ「みるくゆん」のみなさん

「どろんこ太陽」と「ティーンズファール」を元気に歌いました。

農村
漁村

女性チャレンジ活動で

最優秀賞！

安富祖の當山君子さん

3月10日に東京都で開催された「平成17年度農山漁村女性チャレンジ活動表彰式」（主催：社団法人農産漁村女性・生活活動支援協会）において、恩納村字安富祖の當山君子さんが最優秀賞（農林水産大臣賞）を受賞しました。この表彰事業は昭和52年から「生活改善実行グループ表彰」として開始され、平成15年から現在の名称となりました。

當山さんは35年間の生活改善グループ活動の実績や、

村の農業に関する各種審議会等の委員歴任、村議会議員として政策決定の場へ農村女性の視点から提言を行っています。また、平成12年に体験農園「ファームINナビ」の

里を開設、地域の女性起業家や農家と連携してグリーンツーリズムの推進、食文化の伝承等、地域活性化の原動力となっ

ています。今後も農業や男女共同参画の推進における當山さんの活躍が期待されます。



▲3月30日、受賞報告のため村を訪問した當山君子さん（前列中央）



平成18年4月1日から 児童手当制度が拡充されます

拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

認定請求の手続きが必要となります。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様 （平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様 （平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

【認定請求書に必要な添付書類】

- ・健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
- ・所得証明書（当該市町村にその年の1月1日に住所がなかった場合）などになります。詳しくは市区町村窓口（公務員の方は勤務先）にお問い合わせください。

恩納村役場 福祉環境課 福祉係 ☎ 966 - 1207

コールセンター入門講座 in 名護市

対象 45歳位までの県内在住の求職者（コールセンターへ就職を希望する方）
日程 6/8（木）～6/22（木）
 平日のみ（10:00～16:00）
締切 6/1（木）PM4:00まで
説明会 6/2（金）
場所 沖縄北部雇用能力開発総合センター
内容 コミュニケーションと電話応対基本
 コールセンター基礎知識・パソコン
 基本操作など
受講料 無料
問合せ先 （財）雇用開発推進機構
 ☎：859 - 7366
 HP：<http://www.empact.or.jp>

主催 / 雇用開発推進機構 共催 / 沖縄県
 フロム沖縄推進機構

第1回 恩納村合同相談のお知らせ

平成18年度、第1回合同相談が下記の日程により開催されます。受付は、総務課にて事前受付します（当日受付も可能です）。

日時 平成18年6月1日（木）
午前の部 午前10時～12時まで
午後の部 午後1時～3時まで
 （事前受付）
 平成18年5月22日～5月29日まで
会場 恩納村コミュニティセンター
相談内容 法律・人権・行政・心配事の各種相談です。
お問い合わせ 恩納村役場 総務課 行政係
 ☎：966 - 1200

国民年金保険料の納付を先延ばしできます！

学生納付特例制度……学生は一般に所得が少ないことから、本人の所得が基準以下の場合に国民年金保険料のお支払い期限を通常2年以内のところ10年以内に納付すればよいことになる制度です。

若年者猶予制度……20歳代の方は、所得が一定額以下であれば、世帯主と同居している場合であっても、国民年金保険料のお支払期限を通常2年以内のところ10年以内に納付すればよいことになる制度です。

問い合わせ・手続は……恩納村役場 村民課 年金係まで ☎：966 - 1205

恩納村社会福祉協議会への寄附

香典返し

たいへんありがとうございました

古波蔵 清寿 様 100,000 円

社会福祉法人 恩納村社会福祉協議会

恩納村奨学基金への寄附

たいへんありがとうございました

万座会会長
 兼 城 清 様 100,000 円



▲ 村長に寄付金を贈る兼城会長(中央)と万座会のみなさん

お気軽にご相談ください

沖縄県高齢者総合相談センターでは、高齢者やご家族の日常生活での悩みごとや心配ごとの相談に応じます。相談はすべて無料です。電話・来所・手紙でも受け付けます。

すべてのご相談は・・・

☎：(098) 887 - 0110

相談内容 一般相談、法律、年金、医療、住宅など

※ 専門の相談員が相談に応じます。

※ 専門相談は予約制です。